

周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び周南市水道事業の
布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正
する条例制定について

周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び周南市水道事業の布設工事
監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
定める。

平成31年2月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び周南市水道事業の
布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正
する条例

(周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第1条 周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成15年周南市条例第
158号）の一部を次のように改正する。

第28条の2第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課
程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程
を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法
に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に
基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

(周南市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一
部改正)

第2条 周南市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例
(平成24年周南市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第2号中「による」を「に基づく」に改め、同項第3

号中「による」を「に基づく」に改め、「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同項第4号中「による」を「に基づく」に改める。

第5条第1項第2号中「修めて卒業した」の次に「（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第28条の2 法第21条第3項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第28条の2 法第21条第3項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学 <u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した <u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学 <u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した <u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p>

周南市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>による</u>大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法<u>による</u>大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法<u>による</u>短期大学又は高等専門学校において土木科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法<u>による</u>高等学校又は中等教育学校において土木科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>に基づく</u>大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法<u>に基づく</u>大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法<u>に基づく</u>短期大学（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。</u>）又は高等専門学校において土木科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。</u>）後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法<u>に基づく</u>高等学校又は中等教育学校において土木科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

現行	改正案
<p>2 (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した<u>(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)</u>については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>